

青森県動物愛護管理推進企業等連携協定書

青森県（以下「甲」という。）と 学校法人北里研究所（以下「乙」という。）とは、連携・協力して、本県の動物愛護管理対策を推進するため、「青森県動物愛護管理推進企業等連携協定実施要綱」に基づき、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が策定した「青森県動物愛護管理推進計画」の目標達成に向け、相互に連携・協力して取り組むことにより、本県の動物愛護管理行政の推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次のいずれかの事項について連携し協力する。

なお、乙は、取組の実施にあたって、あらかじめ、その内容を甲に報告し、確認を受けるものとする。

- （1）災害時の救護・保護活動に関すること
- （2）保護動物（野良犬・猫など）の避妊・去勢に関すること
- （3）その他、両者が必要と認める事業

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、他の当事者の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 協定の有効期間は、協定を締結した日から協定を締結した年の翌年（協定の締結が1月から3月までの間に行われた場合にあっては、協定を締結した年。）の3月31日までとし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から終了の申し出がない場合は、これを1年間延長し、その後も同様に取り扱う。

（協定の解除）

第5条 本協定は、前条の有効期間にかかわらず、甲又は乙の申し出により解除できるものとする。

（疑義の決定）

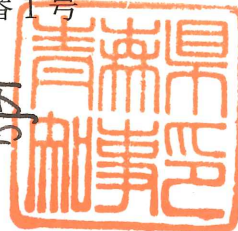
第6条 本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名し、押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2 年 12 月 14 日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事

三村 伸吾



乙 東京都港区白金5-9-1
学校法人北里研究所
理事長

小林 弘祐

